

第2次佐野市環境基本計画
(後期計画)
【概要版】

令和 8(2026)年 3 月
佐野市

目次

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付けと役割.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 基本理念.....	2
5. 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）.....	2
6. 基本目標.....	3
7. 環境配慮指針.....	4
8. 基本目標から施策へ.....	6
9. 重点協働プロジェクト.....	7
10. 計画の進行管理.....	8

1. 計画策定の趣旨

本市では、第2次佐野市総合計画基本構想において掲げた本市の将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支えあい、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向け、地域環境、地球環境の保全と創造を目指すことを目的として、平成29（2017）年度に第2次佐野市環境基本計画を策定し環境行政を推進してきました。

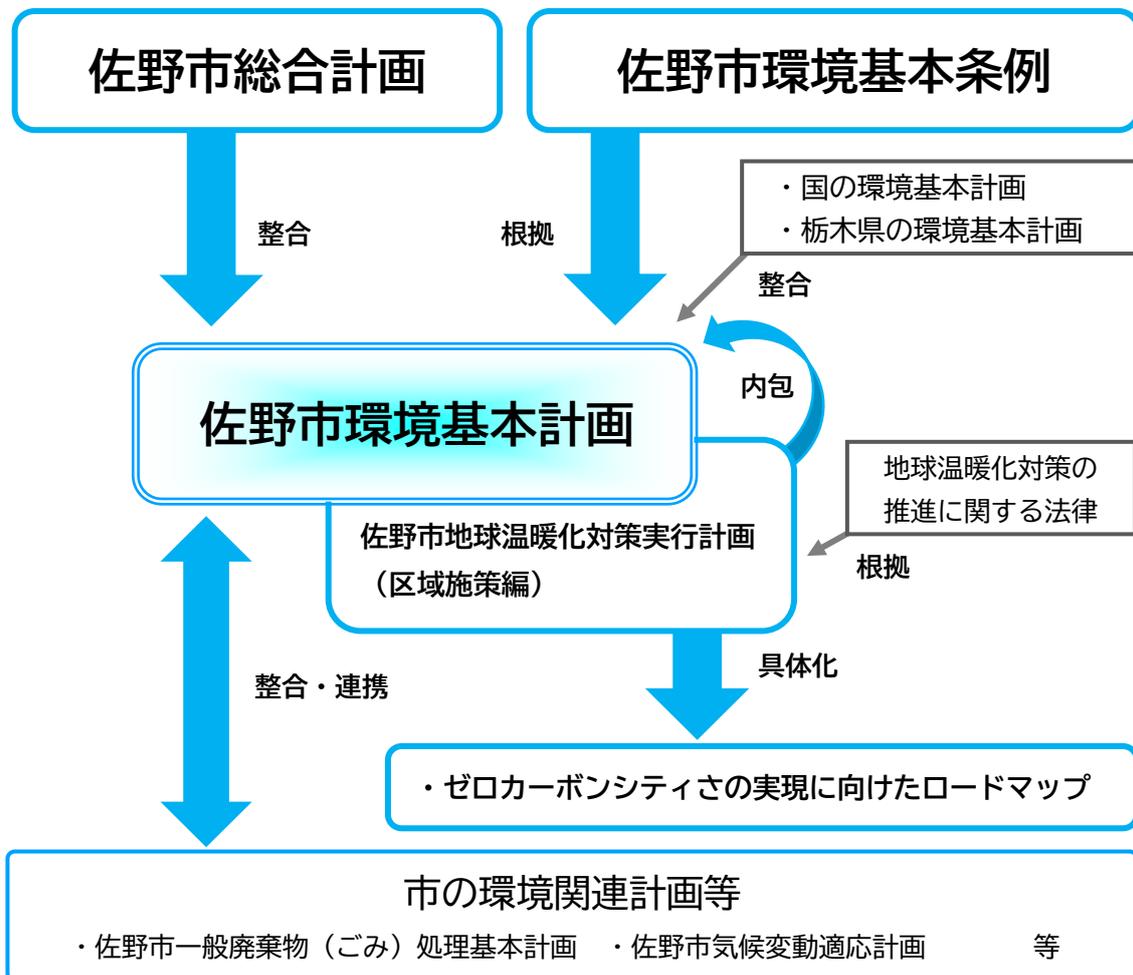
この度、令和7（2025）年度をもって同計画の中期4年が終了することから、その取組状況を検証するとともに、昨今の社会情勢の変化を踏まえた上で、第2次佐野市環境基本計画（後期計画）を策定します。

2. 計画の位置付けと役割

本計画は、佐野市環境基本条例に基づき策定するもので、その位置付け及び役割は、次のとおりです。

- ・本市の環境に関する基本的かつ総合的な計画
- ・本市の環境面における最上位計画
- ・各主体の行動指針となる計画

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に基づく「佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包した計画とします。



3. 計画の期間

本計画は第2次佐野市環境基本計画の平成30年度から令和11年度までの12年間の計画期間のうち、前期計画および中期計画の各計画期間以外の、令和8年度から令和11年度までの4年を計画期間とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2次 環境基本計画	前期計画				中期計画				後期計画			

4. 基本理念

現在、私たちに求められているのは、美しい自然環境を保全し、脱炭素を推進するとともに、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの考え方を取り入れた持続可能な循環型の社会を創造していくことです。

本計画ではこれらを踏まえ、本市の環境における将来像は次のとおりとします。

美しい自然を保全する
脱炭素・循環型のまち

5. 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本市では、第2次佐野市環境基本計画に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包して策定し、国の目標年度である令和12（2030）年度に向けて、地球温暖化対策への取組を引き続き推進します。

（1）目標の設定

国の掲げる削減目標と整合させ、目標を次のとおり設定します。

本市におけるCO₂削減目標

令和12（2030）年度において、
平成25（2013）年度比50%削減します。

目標の達成にあたっては、カーボンニュートラルの推進等により、市民・事業者・市が一体となってCO₂の削減に取り組めます。

(2) ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップの推進

「ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップ」では、本市における地球温暖化による気候変動対策に関する各種の取組を総合的かつ計画的に推進します。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項各号に規定する内容については、「ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップ」に記載のとおりとします。

6. 基本目標

基本理念として定めた「美しい自然を保全する脱炭素・循環型のまち」の将来像の実現のため、次の四つの基本目標を定めます。

基本目標1 環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち ～地球環境の保全～

地球環境を保全するため、より一層の地球温暖化対策の推進を行い、エネルギーが有効利用され資源が循環する、環境に配慮した「地球への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち」の創造を目指します。

基本目標2 自然と共に生きる水と緑のまち ～自然環境の保全～

市民が誇りに思う本市の清らかな水と緑豊かな自然を保全し、市民がこれからもその豊かな自然環境の中で住み続けることができるよう、「自然と共に生きる水と緑のまち」を目指します。

基本目標3 快適で安全・安心に暮らせるまち ～生活環境の保全と資源循環～

公害の発生を防止するとともに空き地・空き家が適正に管理されるなど良好な生活環境が保全され、また3Rを中心としたごみの減量と適正処理により資源が循環的に利用される「快適で安全・安心に暮らせるまち」を目指します。

基本目標4 環境をみんなで育むまち ～良好な環境を未来へ引き継ぐために～

環境学習を推進するとともに、環境情報の積極的な発信等を行い、こどもを含めた市民が環境についての理解を一層深め、水と緑にあふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ「環境をみんなで育むまち」を目指します。

7. 環境配慮指針

基本目標の実現のために、市民・事業者・市が生活や通常の経済活動等の各場面において、どのように環境への配慮を行うのかについての環境配慮指針を定めます。市民・事業者・市は、指針の遵守に努め、環境に配慮した行動をとらなければなりません。

(1) 基本目標別における市民・事業者・市の環境配慮指針

基本目標	環境配慮指針
基本目標1 環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ デコ活に賛同し、実践します。 ・ 環境負荷の少ない商品等を購入します。 ・ 公共交通機関を利用します。 ・ 省エネルギー、再利用等を意識します。 ・ 電動車を利用します。 ・ 太陽光発電設備等を導入します。 ・ 環境に配慮した省エネルギー設備等を導入します。
基本目標2 自然と共に生きる水と緑のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材や農産物の地産地消に努めます。 ・ 本市の美しい森林や里地・里山、農地、河川に誇りと親しみをもちます。 ・ 所有する森林、里地・里山、農地を適切に管理し保全します。 ・ 下草刈りをするなど、獣害等が発生しにくい環境づくりに努めます。 ・ 美しい景観を保持できるよう周辺環境に配慮します。 ・ 地域で行われる環境保全や緑化活動に参加します。
基本目標3 快適で安全・安心に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣迷惑となるごみの野外焼却は行いません。 ・ 排水は適切に処理し、有害物質等の流出を防止します。 ・ 対象区域内では、下水道等を利用します。 ・ 浄化槽使用においては、定期的に点検・清掃を行います。 ・ 有害物質や危険物の発生を抑制し、規制を遵守し、適正に処理します。 ・ 家庭生活や事業活動等で生じる騒音や振動、悪臭を防止します。 ・ 3Rを実践し、ごみを適正に処理します。 ・ 自宅や事業所の環境美化だけでなく、周辺環境や地域の環境美化を推進します。 ・ 近所間で積極的にコミュニケーションを取り、相互に配慮できるコミュニティの形成を目指します。
基本目標4 環境をみんなで育むまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習等の講座に積極的に参加します。 ・ 環境面で活動する団体に参加、協力します。 ・ 環境学習等の講座を支援します。

(2) 各産業別における事業者の環境配慮指針

分類	中分類	環境配慮指針
A. 農業、林業	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料、農薬による環境負荷を低減し、地球温暖化防止と自然環境の保全に配慮します。 ・ 環境に配慮した農業資材を利用します。 ・ 優良農地の集積・集約化を進め、適正な農地管理を行います。 ・ 家畜糞尿の再資源化や適正な污水处理を図り、また、畜産によって生じる悪臭を防止します。
	林業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林や里地・里山を計画的に管理します。 ・ 地元木材の価値化に取り組むとともに、間伐木材を有効利用します。

分類	中分類	環境配慮指針
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業 採石業 砂利採取業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降下ばいじんの発生を抑制します。 ・ 関連運送会社に対してエコドライブを呼び掛けます。 ・ 騒音トラブルを防止します。 ・ 稼働時に生じる熱を再利用します。 ・ 稼働時に使用する水を再利用します。 ・ 運搬時の道路への落石・落粉を防止します。 ・ 近隣住民との間にトラブルが生じないように、相互理解を深めます。
D. 建設業	総合工事業 職別工事業（設備工事業を除く） 設備工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ないものをつくります。 ・ 建設資材はリサイクル材など環境に配慮した資材、有害化学物質等を含まないものを利用します。 ・ 工事施工中においては、騒音や粉じん、汚水や振動などに留意し、適正な管理を行います。 ・ 建設残土や廃棄物、廃材等は適正に処理し、再資源化します。 ・ 設計においては自然景観に配慮します。 ・ 土地の造成にあたっては、緑地を保全するとともに、可能な限り緑地づくりを図ります。
E. 製造業	製造業に分類される 24 の全ての業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程・品質管理・流通管理を徹底し、使用原料や廃棄物の減量を図ります。 ・ 包装資材の簡易化を図ります。 ・ 環境負荷の少ない材料を選び、環境負荷の少ない商品を製造します。 ・ 化学物質など有害物質を扱う事業者においては、適切に処理し、外部への流出を防止します。 ・ 騒音・振動・悪臭・水質等の問題は、未然に防止します。 ・ 敷地内の配置を見直し、緑化を図ります。 ・ 熱を発生する事業においては、熱を再利用します。 ・ 水を使用する事業においては、水を再利用します。 ・ 資材の地産地消を図ります。 ・ 食品を加工する際に生じる食品ごみを少なくするとともに、発生したごみを有効活用し、食品ロスの削減を図ります。 ・ 再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への代替を促進します。
H. 運輸業、郵便業	道路旅客運送業 道路貨物運送業	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブを推進します。 ・ 効率の良い運行管理を徹底します。 ・ 梱包材などについては、環境に配慮した資材を使用します。 ・ 電動車を導入します。
I. 卸売業、小売業	各種商品小売業 織物・衣類・身の回り品小売業 飲食品小売業 機械器具小売業 その他の小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包装資材の簡易化を図ります。 ・ エコバッグの利用を推奨します。 ・ 店舗で販売したものを積極的に回収し、リサイクルにつなげます。 ・ 仕入れを管理し、廃棄物の削減を図ります。 ・ 再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への代替を促進します。

分類	中分類	環境配慮指針
M. 宿泊業、飲食サービス業	飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 調理法やメニューの工夫等により、食品ロスの削減を図ります。 発生した生ごみは肥料化、飼料化を図ります。 環境に配慮した洗剤を利用します。 油類は紙などでふき取るほか、オイルトラップなどを使い、流出しないよう留意します。 廃食用油はリサイクルします。 ごみの分別を徹底し、ごみを減量・再資源化します。 調理場や店内での省エネルギーを図ります。 再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への代替を促進します。

8. 基本目標から施策へ

定めた4つの基本目標を実現するために、次のとおり施策を展開します。

美しい自然を保全する脱炭素・循環型のまち	基本目標1 環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち～地球環境の保全～	
	(1) 温室効果ガス削減対策の推進	①カーボンニュートラルの推進(◎) ②佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
	(2) 再生可能エネルギーの利活用の推進	①秩序ある再生可能エネルギー利活用の推進 ②エネルギーの地産地消の推進(◎)
	(3) 省エネルギー・エネルギーの有効活用の推進	①公共交通機関の利用の推進 ②電動車の利用の推進
	基本目標2 自然と共に生きる水と緑のまち～自然環境の保全～	
	(1) 森林、里地・里山、農地の保全	①林業振興と森林の計画的な土地利用 ②森林の適正管理 ③里地・里山の保全と価値化 ④優良農地の保全と耕作放棄地の解消 ⑤鳥獣被害等の予防
	(2) 水辺環境の保全	①水源流域及び河川の保全 ②親水空間の確保
	(3) 生物多様性の保全	①動植物の生息・生育環境の保全 ②外来種等の有害動植物への対策
	(4) 良好な景観の保全	①佐野市景観計画に基づく景観の保全 ②緑化の推進
	基本目標3 快適で安全・安心に暮らせるまち～生活環境の保全と資源循環～	
	(1) 大気環境の保全	①自動車排出ガスの抑制 ②ごみの野外焼却禁止の徹底 ③工場・事業所等の規制遵守の推進
	(2) 水環境の保全	①河川、池、水路等の水質保全 ②生活排水対策の推進
	(3) 土壌汚染・地盤沈下の防止	①健全な土壌環境の維持 ②地盤沈下の防止
	(4) 騒音・振動・悪臭の防止	①騒音・振動対策の推進 ②悪臭対策の推進
	(5) ごみの適正排出と減量化	①3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進(◎) ②不法投棄の防止 ③環境美化の推進(◎)
	基本目標4 環境をみんなで育むまち～良好な環境を未来へ引く継ぐために～	
(1) 環境を育む人材の育成	①環境に関する講演会や学習会等の充実 ②環境情報の共有	
(2) 環境学習の推進	①自然環境学習プログラムの充実(◎) ②環境関連施設の見学会の実施 ③環境問題の先駆者・田中正造翁の顕彰	

◎：重点協働プロジェクト

9. 重点協働プロジェクト

定めた基本目標を実現するために、特に重要で、市民・事業者・市の協働により取り組む施策について「重点協働プロジェクト」と位置付け、より積極的に推進をしていきます。

(1) CO₂の削減のためのプロジェクト

① カーボンニュートラルの推進（省エネルギーの推進）

本市では、デコ活の認知度の向上を図り、市民や事業者それぞれが脱炭素につながる将来の豊かな新しい暮らしを推進します。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・デコ活の啓発・促進 ・佐野市役所地球温暖化対策実行計画の着実な実行
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・デコ活への賛同と実践

② エネルギーの地産地消の推進

本市では、市有施設等に再生可能エネルギー発電設備の設置等の推進に取り組むとともに、PPA（電力販売契約）などによる官民連携の太陽光発電を推進します。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備等の設置の推進 ・地域内の有効地を活用してPPA（電力販売契約）などによる官民連携の太陽光発電を推進 ・エネルギーの地産地消についての研究 ・再生可能エネルギー由来の電気購入を促進
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの利活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への太陽光発電設備の設置推進

(2) 環境の美化のためのプロジェクト

① 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進

容器包装の抑制の啓発、分別の周知徹底、新たな分別の検討、集団回収の支援など、3Rの啓発活動と仕組みづくりを推進します。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適切な減量、分別、処理の啓発 ・食品ロスの削減の啓発 ・リデュース、リユース、リサイクルの促進による循環型社会の構築 ・3Rの推進、費用負担の公平性の確保のため、家庭ごみの有料化の検討
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量、分別、処理の徹底（紙類、ペットボトル、缶などの再資源化） ・食べ残し等による食品ロスの削減
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員へのごみの減量、分別、適正な処理の働きかけ ・小売業者等においては、レジ袋や過剰包装の削減 ・飲食業等においては、食材の有効活用と適正管理、食べ残し等による食品ロスの削減

② 環境美化の推進

本市では、環境美化活動を推進し、環境美化に対する気運の醸成を図っていきます。また、適正に管理されていない空き地・空き家について、所有者に適正管理を呼びかけることにより、その適正管理を促進していきます。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・地域の環境美化活動の啓発、支援・ごみのポイ捨て防止・不法投棄防止の対策・空き地・空き家等の適正管理の促進
市民	<ul style="list-style-type: none">・地域の環境美化活動の実践・空き地・空き家等の適正管理の実施・ごみの適正処理の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none">・地域の環境美化活動の実践、支援・事業所等における環境美化の推進・ごみの減量、分別の徹底（紙類、ペットボトル、缶などの再資源化）

（3）市民の意識向上のためのプロジェクト

① 自然環境学習プログラムの充実

自然環境についての学習、体験活動などのプログラムの充実を図ります。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全、啓発・自然観察会等の開催、周知、広報
市民	<ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全・自然観察会等への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全・自然観察会等の開催、協力、参加

10. 計画の進行管理

環境政策課が事務局となり、「佐野市環境審議会」をはじめ、関係各課や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行管理をしていきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、市政アンケートの数値や、各課で実施している事業の成果を数値化することで実施し、取組の改善につなげていきます。また、計画期間の最終年度には、総括的な評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

第2次佐野市環境基本計画（後期計画）
概要版

令和8（2026）年3月

発行 佐野市

編集 佐野市 市民生活部 環境政策課

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町 206 番地 13

TEL 0283-20-3013

FAX 0283-22-3593

E-mail kankyou@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>

